



**Q** 休日に副業としてコンビニでバイトをしています。や病気、死んだときに治療費や休業補償な

先日バイト先で転倒して足を骨折し、本業も休まざるを得なくなりました。この場合、休業補償はどうなりますか。

**A** 「労災保険」は労働者が業務

## 複数の会社で働いている場合の労災補償

ど、必要な保険給付を行う制度です。

これまでは複数の会社で働いている労働者が労災によって休業した場合に、働いているすべての会社の賃金額ではなく、けがをした会社の賃金額を基に休業補償等が行われていました。

しかし、多様な働き方を選択したり、パート労働者等で複数就業している人が増えてきていることなど、副業・兼業を取り巻く状況の変化を踏まえ、労働者災害補償保険法が改正されました。

2020年9月以降は、複数事業労働者やその遺族への労災保険給付は、すべての就業

先の賃金額を合算した額を基礎として、保険給付額を決定しています。

質問のケースでは、本業での賃金とバイト先での賃金を合算した額を基礎として、休業補償が給付されます。

また、一つの事業場で労災認定できない場合であっても、事業主が同一でない複数の事業場の負荷(労働時間やストレス等)を総合的に評価して労災認定できる場合は保険給付が受けられるようになります。

請求手続き等については労働局が最寄りの労働基準監督署に相談してください。